

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八〇年春季闘争

3 同盟の賃金・政策闘争白書

同盟・八〇年度賃金・政策闘争白書の発表

同盟は、前年より、賃金白書を「賃金・政策闘争白書」と改題した。そして「賃上げ、定年延長、時短、政策活動で、生活・経済の安定を」と題し、七九年一二月二〇日に発表した。まず白書の目次をかかげておこう。

【同盟八〇年度賃金・政策闘争目次】

第1部 賃金を中心とする労働諸条件の改善闘争

一、八〇年度の闘争方針

- 一、賃金闘争の課題とわれわれの要求
- 二、最低賃金制闘争のいっそうの推進
- 三、労働時間短縮の目標と闘争の強化
- 四、定年延長への全組織的な取り組み

二、八〇年度賃闘の要求とその考え方

一、労働者生活と経済の動き

(1)実質賃金は七九年度前半にやや上昇、(2)比較的堅調な実質消費の伸び、(3)前期は小康、後半上昇の七九年度消費者物価、(4)高騰に転じた卸売物価、(5)拡大基調を辿った生産活動、(6)回復基調の設備投資、(7)高水準の企業収益、(8)依然きびしい雇用情勢

二、経済の現局面と八〇年度賃闘の意義

(1)内需主導の景気回復とその問題点、(2)「第二次石油危機」と当面する困難(3)八〇年度賃闘の意義

三、賃金要求基準とその根拠

(1)要求基準について、(2)八%要求基準の根拠について

四、雇用機会拡大をめざす時間短縮

五、六〇歳以下の定年をなくす闘い

第2部 完全雇用をめざす諸施策

一、当面の経済政策目標

二、完全雇用のための諸施策

三、エネルギー対策の推進

四、行政、改革の断行

五、農業および住宅・土地政策

六、産業政策の確立

七、労働基本権の確立と労働関係法令の改正

八、多国籍企業対策

第3部 福祉社会をめざす政策

- 一、社会保障の充実と向上のために
- 二、年金制度の改革
- 三、医療保険制度の抜本改正
- 四、雇用保険・船員保険の改善
- 五、労働者災害補償保険の改善
- 六、住宅・土地政策
- 七、不公正税制の是正と福祉税制の促進

八〇年度賃金・政策闘争白書の要点

同盟の白書の考え方の特徴は、その冒頭の文によく表現されている。「われわれは賃上げ要求にあたって、労働者の実質賃金水準を着実に引き上げるとともに、それを通じてわが国経済の望ましい整合性の確立を図るという基本姿勢を一貫して堅持してきたが、当面の労働者生活、経済の実態は、八〇年度賃闘においてよりいっそうこの基本姿勢を明確にする必要があることを示している。同時に重大化する中高年層の雇用不安を緩和・解消するための定年延長、余暇の拡大とともに、ワーク・シェアリング(仕事の分け合い)による雇用機会の拡大をめざす時間短縮、さらに底辺労働者の賃金を下支えし賃金格差縮小を進めるための最低賃金制の推進は、今日きわめて緊急な課題となっている。われわれは、従来にもまして、賃上げ、最賃、定年延長、時間短縮を一体のものとして強力な闘争を展開しなければならない」。

そうした考え方に立ち、八〇年度賃闘にあたっての同盟の賃上げ要求基準は、八%、一万三〇〇〇円とし、わが国の経済を輸出依存型から国内需要の拡大による経済へ転換し、そのためにも個人消費支出の拡大、つまり労働者の賃金をはじめ、働く国民諸階層の所得水準を引き上げること以外にはないと強調している。

要求基準は、消費者物価プラスアルファという、ここ数年とってきた考え方を踏襲しているが、物価が五%を中心に若干変動しても要求基準八%は固定的に扱うことにしている点は、昨年と変わっている。これは昨年の白書で、物価が予想より低くなった場合、要求額を下げることもあるとし、各単産が苦慮したことから、今年度は要求基準を固定化することにした。また、従来、実質賃上げ分を二%としてきたが、国民経済的な整合性のためにも三%程度の実質賃金の引上げをめざしている。

以下、同白書のうち、賃上げ要求の基準とその根拠を中心に、要旨をかかげておこう。

【同盟八〇年度賃金・政策闘争白書(要旨)】

賃金要求基準とその根拠

(1)要求基準について

要求基準＝八%、一万三〇〇〇円——八〇年度賃闘にあたっての同盟としての賃上げ要求基準は、八%、一万三〇〇〇円である。われわれはこれまでの数年間、いわゆる減速経済の時代における賃上げ要求の基本的な考え方として、名目賃金の引き上げ率を「消費者物価上昇分プラス・アルファ」とし、そのアルファ(実質賃金向上分)を、実現すべき実質経済成長率を下回る数値とするという立場をとってきた。今年度の要求基準も、この考え方を踏襲して決定した。まず、消費者物価上昇分について、同盟はこれまで賃金引き上げ要求にあたっての物価のとり方として、過年度平均上昇率(見込み)をとることが最も合理的であると考え、一貫してこの方法を採用してきた。七九年度中の平均上昇率は五%プラス・マイナス〇・三%程度の範囲におさまると考えられるので、要

求基準のうち消費者物価上昇分としては五%前後を見込むことにした。次に実質賃金の向上分について、これまで二年間の賃闘にあたって同盟は実質賃上げ分を二%に設定してきた。これは長期化する不況、悪化する雇用情勢のなかで、労働者の生活を守りながら、同時にわが国経済の不況からの脱却と、深刻な雇用情勢の速やかな解決を同時的に進める条件を整える、という国民経済的な課題にも応えることを基本としながらそれぞれの時点において現実に即して決定したものであった。今年度は、これまでよりもやや高目の実質賃金引き上げをめざすことが、国民経済的な整合性のために必要となっており、今賃闘では、三%程度の実質賃上げをめざすこととした。

以上の考え方に立って、八〇年度賃闘の要求基準を、賃上げ率で八%に決定した。要求基準八%は固定的に扱い、今後の物価動向によって変えることはしない。このことは物価の変動する分は実質賃金向上分によって調整することを含意している。この八%という引き上げ率は、金額で示せば一万三〇〇〇円である。

(2)八%要求基準の根拠について

われわれは先に八〇賃闘の課題が、われわれ労働者の生活を守るとともにわが国経済を安定と均衡ある成長軌道へ導くための基礎条件をつくり出すことにあるのべた。八%＝一万三〇〇〇円という今年の要求基準は、主としてこの課題に応えるものとして決定された。その根拠は、次の三点にわたる。(1)労働者生活の維持向上をはかる(略)、(2)実質六%程度の安定成長条件をえる(略)、(3)八%賃上げと八〇年度消費者物価(略)。

日本労働年鑑 第51集 1981年版
発行 1980年11月25日
編著 法政大学大原社会問題研究所
労働旬報社
* * * *年 * * 月 * * 日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
